

○壬生町外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第54号

改正 令和8年3月30日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、外来カミキリムシ類により被害を受けた木（以下「被害木」という。）の伐採に必要な費用の一部を補助することにより、外来カミキリムシ類による被害の拡大防止を図ることを目的とし、壬生町補助金等交付規則（昭和50年壬生町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 交付の対象となる者は、町内に存する被害木を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）であつて、町税等の滞納がない者とする。

(交付対象となる木)

第3条 補助金の交付の対象となる被害木は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、果樹園における被害木を除く。

- (1) 「栃木県が優先対策種に選定する外来カミキリムシ類」の被害が発生している木で、町長が被害木であると判定したもの。
- (2) 被害木の伐採後の処理について、栃木県が作成するマニュアル等に基づいて適切に実施したもの。

(補助対象費用及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、申請の日からその属する年度の2月末日までの期間に実施する被害木の伐採に必要な費用のうち次の各号に掲げる費用とし、予算の範囲内で交付する。ただし、所有者等が自ら伐採、切断及び運搬、処分する場合における器具等の購入費用を除く。なお、第6条の規定により交付決定を受けた日以降に実施したものに限る。

- (1) 被害木の伐採、伐根に要する費用
- (2) 伐採、伐根後の被害木を焼却するための切断に要する費用
- (3) 伐採、伐根後の被害木の運搬、処分に要する費用

2 補助金の額は、補助対象費用の合計額に6分の5を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、25万円を限度とする。

3 補助金の交付は、同一の被害木に対し1回限りとし、同一の者に対し1会計年度につき1回限りとする。ただし、被害木を個人が所有し、又は管理する場合にあっては、同一世帯に対し1会計年度につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業計画書（様式第1号）
- (2) 被害木伐採等に係る経費の見積書及び内訳書（補助対象費用が確認できるもの）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の決定をしなければならない。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業内容の変更届を町長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 事業内容を変更する場合

(2) 事業を中止又は廃止する場合

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、対象事業が完了したときは、速やかに規則第13条で定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 外来カミキリムシ類被害木伐採推進事業実施状況報告書(様式第2号)

(2) 被害木伐採等に係る経費の領収書及び内訳書(補助対象費用が確認できるもの)

(3) 伐採前後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

令和7年4月1日から適用する。

改正文(令和8年告示第20号) 抄

令和8年4月1日から適用する。